



Unbundling Competition

第2回：東南アジアにおける競争法 - インドネシア競争法の最新動向

第2回となる本エピソードでは、当事務所のアジア競争法部門を統括する、香港オフィスのパートナー、Adelaide Luke (アデレイド・ルーク) と、インドネシアの提携法律事務所ヒスワラ・ブンジャミン & タンジュンの競争法部門を統括するパートナーのSakurayuki (サクラユキ) が、インドネシア競争法の最新動向について解説します。

インドネシアは、アジア通貨危機後に東南アジアで競争法を早期に制定した国の一つであり、インドネシアの競争当局であるKPPUは、東南アジアで20年にわたって最も積極的に競争法違反行為の取り締まりや企業結合規制を実施してきた競争当局の一つです。インドネシアの競争法は20年間改正されていませんでしたが、最近大きな動きが幾つかありました。

まずは、海外投資の誘致を促進し、インドネシアでビジネスをし易くすることを目的に2020年10月に可決された、(他の幾つかの法律と共に)競争法を一括改正するオムニバス法です。オムニバス法による競争法の改正内容には、KPPUの裁定に対する不服申立手続の合理化(これは商事裁判所に移管されます)や、競争法違反に対する課徴金の上限の撤廃などが含まれます。その一方で、オムニバス法により、調査または検査の妨害に対するものを除き、競争法違反行為に対するすべての刑事罰が撤廃されます。

また、近い将来に制定が予想される新競争法の草案には、より重要な変更も盛り込まれています。最新の草案によると、2018年12月からの変更点には、現行のクロージング後の届出制からクロージング前の届出制に変わることなどが含まれています。ただし、KPPUの企業結合審査は長期化することで

も知られているため、KPPUが適時に審査を行うリソースを備えることができるかどうかは現時点では不明です。草案にあるもう一つの大きな変更は、初めてカルテル・リニエーション制度が導入されることです。

さらに、KPPUは2020年10月6日に、2019年企業結合規制規則の内容を明確にする企業結合規制ガイドラインを発表しました。2019年規則は、企業結合届出が必要な取引の類型を拡大し、資産取得やインドネシアで一方の当事者のみが活動している場合であっても一定基準を満たす取引を含むようにしました。新しいガイドラインは、届出が必要な資産取得の類型等を明確にしています。また、インドネシアに影響しない「外国企業間」の取引には届出が不要であることも明確にしています。

インドネシアの競争規制は今後も変化し続けること、そしてKPPUも引き続き積極的ににかかわってくるのが予想されます。

